

5 平成 17 年度主要施策の取組み状況

県では下水道整備に向けた平成 17 年度の主要施策として次の事業を実施している。

① 下水道普及率の向上施策

下水道普及率を向上させるための諸施設の増設改良事業費等として 6,427 百万円を充てている。その主な事業は次のものである。

(単位：百万円)

処理区名	工事名	金額
揖保川	B系脱窒槽水処理機械設備工事(3/10系)	850
	B系水処理電気設備工事(3/10系)	449
加古川下流	汚泥焼却炉機械設備工事	1,331
武庫川下流	南武ポンプ場汚水沈砂池機械設備改築工事(機能高度化)	620
兵庫東	遠心濃縮機機械設備工事(機能高度化)	205
	4号焼却炉機械設備工事(機能高度化)	182
	処理水取水2系統化工事(機能高度化)	189
兵庫西	3系乾燥機改築工事(機能高度化)	653
その他		1,948
合 計		6,427

② 高度処理の推進

公共用水域の水質環境基準の達成及び水道水源の水質保全を図るため、必要な水域において、一層の高度処理を図るために高度処理事業の認可を得ている下記の 4 処理区につき事業費 3,609 百万円を充てている。その主な事業は次のものである。

(単位：百万円)

処理区名	工事名	金額
猪名川、原田	3系E列水処理施設築造工事(土木)	591
武庫川上流	中央監視装置更新工事	450
武庫川下流	3/12系高度処理電気設備改築工事	424
加古川上流	2号汚泥焼却炉機械設備工事	663
その他		1,481
合 計		3,609

③ 合流式下水道の改善

合流式下水処理区域を有する流域処理区は武庫川下流、加古川下流と揖保川であるが、各々の処理区につき当面の改善目標として、雨天時放流水による汚濁負荷量の削減のための雨水沈殿池の処理能力改善施策の実施、未処理下水の放流回数の減少及び夾雜物の流出を極力防止するための雨水沈砂池スクリーンの目幅縮小化等を計画されている。

平成 17 年度から平成 21 年度の間に県事業分としては武庫川下流 770 百万円、加古川下流 10 百万円、揖保川 361 百万円 合計 1,141 百万円の事業費を計画している。

④ 下水道資源の有効利用

- a 兵庫西流域下水汚泥広域処理場では次の取組みをしている。
 - イ. 溶融スラグの舗装工事（アスファルト混合物の細骨材）での有効利用を進めている。
 - ロ. 溶融スラグ入りコンクリート二次製品への利用（細骨材）ができないか、県関係課、関係業界と検討している。
 - ハ. 溶融スラグと石油精製の副産物である硫黄を加熱混合した硫黄コンクリートブロックの海洋構造物としての利用を検討している。
- b 兵庫東流域下水汚泥広域処理場では次の取組みをしている。
 - イ. 焼却灰をアスファルトに混合し、実路で舗装試験を実施する予定である。
 - ロ. 焼却灰を瓦原料（粘土の代替品）として利用すべく混入量の検討や安全性試験を実施している。

⑤ 総合的な都市雨水対策の推進

概ね 5 年に一度程度の大雨に対し、浸水安全度を確保できている面積割合（都市浸水対策達成率）を平成 16 年度末の 61.5% から平成 17 年度末には 61.9% に上げるべく平成 17 年度では 21 市町で浸水対策事業を展開している。

具体的には

- a 雨水を揖保川、猪名川等の河川に放流するためのポンプ場建設
- b 雨水を公園の地下に一時貯留するための施設建設
- c 雨水を河川に排水するための BOX 水路等の建設

等であり、市町における事業である。

6 工事請負、委託契約

(1) 工事請負・委託契約の締結の方法に関する法規制等

工事請負・委託契約の締結の主な方法及びこれに関する法規制は、一般的に下記のようなもののがあげられる。

① 一般競争入札

法第 234 条第 1 項では「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と記述され、また同条第 2 項では「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と記述されている。このように契約締結の方法として、一般競争入札が原則であるとされており、指名競争入札、随意契約等は、一定の事由がある場合に限り、例外的に許容されるものと位置づけられている。

この一般競争入札とは、契約に関し公告をし、不特定多数人の参加を求め、入札の方法によって、競争を行わせ、そのうち、地方公共団体に最も有利な価格等で申し込みをした者を契約の相手方とする方法である。

この方法の理念とするところは公平性と機会均等性にあるが、しかし、他方において不信用、不誠実な者が入札に参加して公正な競争の執行を妨げるおそれがあること、さらに、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続が煩雑であり、費用、時間がかかるという短所があげられる。

そのため、一般競争入札が原則とされているにもかかわらず、各地方公共団体においては指名競争入札が多用され、また、随意契約も見られるところである。

② 指名競争入札

指名競争入札とは、地方公共団体が資力、能力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から地方公共団体に最も有利な価格等を提供する者を決定し、その者と契約を締結する方法をいう。この方法は、一般競争入札に比し不信用、不誠実の業者を排除することができるが、特定の者の決定に当たり、それが一部に固定化し、偏重する弊害がないとはいえない。また、談合が容易であるというような短所を有しているといわれている。

法施行令第 167 条は例外としての指名競争入札ができる場合として、次の 3 つの場合をあげている。

法施行令第 167 条

第 1 号 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき

第 2 号 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき

③ 隨意契約

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。この方法は、一般競争入札又は指名競争入札に比し更に手続が簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくて済み、しかも資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知の上選定することができる。反面、いったんその運用を誤ると相手方が固定化し、しかも、契約自体が情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれがあるといった短所もある。

随意契約が許される 9 つの場合が、法施行令第 167 条の 2 にあげられている。

法施行令第 167 条の 2 (一部抜粋)

1. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が施行令の定める一定の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
2. 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3. 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 29 条に規定する身体障害者更生施設、同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 50 条の 2 第 3 項に規定する精神障害者授産施設、同条第 5 項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 21 条の 6 に規定する知的障害者更生施設、同法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 15 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
4. 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。
5. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6. 競争入札に付することが不利と認められるとき。
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8. 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
9. 落札者が契約を締結しないとき。

(2) 入札に関する近時の立法及び兵庫県の基本方針

兵庫県においては、入札・契約制度について一層の透明性・公平性・競争性を確保するため、平成5年度から検討を始め、この間、大規模工事における一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、入札参加者選定要綱等関係規程の改正・公表、工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行などのほか、平成13年度からは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行が実施されるに伴い、年間の発注の見通しや指名選定理由の公表制度を導入し、それ以降も下記のように順次、改善策を実施してきたところである。

① 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に係る改善状況

入札制度については、上記の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行により、(a) 透明性の確保、(b) 公正な競争の促進、(c) 適正な施工の確保、(d) 不正行為の排除の徹底、の4つの観点から、地方自治体を含む公的機関の入札・契約事務を改善させることとされている。この適正化法を受けて県でも入札・契約事務手続の改善を進められているが、直近の状況は下記のとおりである（なお、適正化法及び適正化指針の措置状況調査については直近の平成16年度の調査がまだなされていないことなので、平成15年度版（国土交通省、総務省、財務省平成16年10月15日、一部抜粋）に対して県に直近の状況の回答を求めた）。

調査項目	必須／努力 (注1)	兵庫県 (注2)	導入済 都道府県	備考
入札制度全般				
一般競争入札の採用	努力	○	47/47	24.3億円以上の工事を対象
公募型指名競争入札の採用	"	○	39/47	5億円以上 24.3億円未満の工事を対象 (注5)
工事希望型指名競争入札の導入	"	×	7/47	
電子入札システムの導入	"	○	20/47	
入札時VE(注3)の導入	"	○	20/47	
契約時VEの導入	"	○	29/47	
設計・施工一括発注方式の導入	"	○	12/47	
透明性の確保				
発注見通しの公表	必須	○	47/47	
一般競争入札参加資格の公表	"	○	47/47	
指名競争入札参加資格の公表	"	○	47/47	
入札者・入札金額の公表	"	○	47/47	
落札者・落札金額の公表	"	○	47/47	
競争参加者の客観点数の公表	努力	○	45/47	
競争参加者の主観点数の公表	"	○	37/47	
予定価格(注6)の公表	"	事後	(注4)	
第三者機関等の設置	"	○	47/47	
適正な施工の確保				
低入札価格調査制度(注7)の採用	努力	○	47/47	1億円以上の工事を対象
最低制限価格制度(注8)の採用	"	○	42/47	1億円未満の工事を対象(随意契約は除く)
施工体制台帳の写しの提出	必須	○	47/47	
工事の監督基準の公表	努力	×	34/47	
工事の検査基準の公表	"	×	39/47	
不正行為の排除の徹底				
談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通知	必須	○	47/47	
一括下請負等の建設業法違反と疑うに足りる事実の国土交通大臣への通知	"	○	47/47	
指名停止基準の策定及び公表	努力	○	47/47	
談合情報を得た場合等の取扱要領の公表	"	○	43/47	

(注1) 「必須」：適正化法・適正化指針により発注者に対し公表または措置が義務付けられている事項

「努力」：適正化指針により公表又は措置に努力することが求められている事項

(注2) ○：県で採用している事項 ×：県で採用していない事項

(注3) バリューエンジニアリングの略称である。

(注4) 事前公表が21、事前・事後併用が21、事後公表が5都道府県

(注5) 一般土木、アスファルト舗装、造園工事は3億円以上の工事が対象

(注6) 予定価格とは、当該工事において県が契約を締結することのできる上限価格である。予定価格は、工事業者が工事設計書通りの工事を確実に履行することを前提として、ほとんどの工事において設計価格に近い金額で決定されている。開札の結果、全ての札が予定価格を上回ると、再度入札が行われる。そして再度入札によっても予定価格を上回った場合には、入札参加者の中から希望者を募り、希望者がある場合には見積書の提出を受け、予定価格よりも低い価格によって随意契約が締結される。ただし応札価格によっては入札を打ち切り、業者を入れ替えて新たに入札手続に入る場合もある。

(注7) 低入札価格調査制度とは、最低価格を提示した入札参加者の示した入札価格が、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる基準価格を下回っている場合、すぐに落札者を決定せず、低入札価格の調査を実施したうえで改めて受注者を決定する制度である。この制度が導入される前においては、契約内容に適合した工事が履行されないおそれのある価格として最低制限価格を設定し、これを下回る価格を提示した業者は失格とされていた。しかし、低入札価格調査制度によると、調査基準価格を下回る金額を提示したとしても直ちには失格とされ

- （注8） ず、調査の結果、契約内容に適合した工事が履行可能と判断された場合には、当該価格で契約を行うことが可能となる。
- 最低制限価格とは、指名競争入札において県が当該工事につき契約を締結することのできる最低の価格である。最低制限価格は、工事業者が契約内容に適合した工事を履行するために最低限必要な金額と捉えられているもので、工事ごとに業者側の特別な事情を考慮することなく画一的に定められているものである。開札の結果、最低制限価格を下回った場合、その札を入れた業者は直ちに失格となり、再度入札や随意契約を行う権利を失うことになる。兵庫県の場合は、契約予定価額が1億円未満の建設工事及び平成16年7月からは測量・建設コンサルタント業務、平成17年7月からは建築、電気及び管工事の設計業務委託に最低制限価格が設定されるようになっている（随意契約には最低制限価格を設けていない）。最低制限価格に関する県の財務規則は下記のとおりである。

財務規則第86条

契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約をしようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定により最低制限価格を設けたときは、前条第1項に規定する予定価格にこれを併記するものとする。

上表のとおり、適正化法の施行を契機とした入札制度の改革は、兵庫県においても進展していると考えられる。なお、上表の電子入札、VE型方式及び設計・施工一括発注方式の導入を含めた昨今の新たな入札等に関する制度の導入状況は下記のとおりである。

② 昨今の新たな入札等に関する制度の導入状況

a. 電子入札の導入

入札における透明性や競争性の向上、コスト縮減等の一環として、電子入札の推進を図っている。県における、導入スケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

建設工事

工事金額	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
3億以上	試行		本格実施			
1億5千万円～3億円		試行	本格実施			
3千万円～1億5千万円			試行	本格実施		
1千万円～3千万円				試行	本格実施	
1千万円未満					検討中	
実績		8件	3件			

(注) 17年度は、9月末までの実績

委託業務

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
県庁、県民局	1千万円以上	本格実施		
隔地事務所	一部試行	1千万円以上	本格実施	
実績	6件	4件		

(注) 17年度は、9月末までの実績

なお、建設工事のうち 3 億円以上は平成 16 年度から本格実施となっているので、下水道事業については 3 億円以上は全面的に電子入札されているが、試行段階の 1 億 5 千万円～3 億円の建設工事は対象 7 件中、1 件しか実績がない。これらの要因としては、平成 16 年度が災害等の対応で本格実施への取り組みが十分できなかつたことをあげられている。なお、委託業務については全ての対象業務（6 件）が電子入札に付されていた。

b. 総合評価落札方式

総合評価競争入札とは、入札時において、価格だけでなくその他の条件（性能、ランニングコスト、環境への影響等）を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な申し込みをした者を落札者とする制度（法施行令第 167 条の 10 の 2）であり、平成 13 年度から試行されている。県における導入実績は下記のとおりである。

法施行令第 167 条の 10 の 2

第1項 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とすることができます。

第2項 ないし同 5 項 省略

（単位：件数）

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	計
0	1	3	4	8

c. VE 方式

VE (Value Engineering) とは、目的物の機能を低下させずにコスト縮減する、また、同等のコストで機能を向上させるための技術であり、提案をうける時期により以下の方針がある。

イ 設計 VE

設計時に VE 検討委員会を設置し、基本設計あるいは詳細設計に対しての代替案を提出し検討を行う方式であり、平成 11 年度から試行されている。

県における導入実績は下記のとおりである。

（単位：件数）

平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	計
2	0	0	1	0	0	3

□ 入札時 VE

工事入札段階で設計図書による施工方法等の限定を少なくし、指定されない施工方法等について技術提案を受け付けて審査する。各競争参加者は、発注者の事前審査で提案が承認されれば、提案に基づいて入札できる方式であり、平成 13 年度から試行されている。

県における導入実績は下記のとおりである。

(単位：件数)

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	計
0	1	3	10	14

△ 契約後 VE

工事契約後に受注者から技術提案を受け、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更し、受注者には縮減額の 1/2 相当額を支払うことを前提として契約額の減額変更を行う方式であり、平成 11 年度から試行されている。

県における導入実績は下記のとおりである。

(単位：件数)

平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	計
1	0	2	0	0	1	4

ニ 性能規定発注方式

性能規定発注方式とは、目的とする構造物の構造、材料、寸法等を規定して工事発注する従来の方式に対し、目的とする構造物に求める性能とその確認方法を規定して発注する方式であり、平成 12 年度から試行されている。

県における導入実績は下記のとおりである。

(単位：件数)

平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	計
1	1	1	3	0	6

ホ 設計・施工一括発注方式

設計・施工一括発注方式とは、設計・施工分離の原則の例外として、概略の仕様等に基づき、設計案を受け、競争により決定された落札者に設計・施工を一括して発注する方式であり、平成 16 年度から試行されている。

県における導入実績は下記のとおりである。

(単位：件数)

平成 16 年度	計
1	1

これらの方の他府県との比較について、代表的な総合評価落札方式について見ると、下記のように兵庫県は導入年度が平成 13 年度と先行し、平成 14~16 年度における実施件数が 8 件と多く、制度の活用が進んでいるように見受けられる。

総合評価落札方式以外の他の方式についても制度の導入が進んでいることから、新しい入札・契約制度に積極的な取り組みを行っているとのことである。

表 総合評価方式導入済みの自治体一覧

自治体	導入年度	総合評価方式実施要綱	対象工事選定基準	H14~16 の実施件数
北海道	16	○	×	1
青森県	16	×	×	1
秋田県	16	○	×	0
山形県	16	○	○	5
埼玉県	14	○	×	6
東京都	13	○	×	1
山梨県	14	×	×	3
長野県	16	○	×	10
岐阜県	16	○	○	1
静岡県	15	○	×	6
愛知県	16	○	×	1
三重県	16	○	○	4
兵庫県	13	○	×	8
香川県	16	×	×	2
高知県	15	×	×	1
佐賀県	16	○	○	0
長崎県	16	○	×	1
福島県福島市	12	×	×	0
埼玉県飯能市	13	○	-	0
神奈川県藤沢市	13	○	○	0
福井県鯖江市	12	○	○	0
岐阜県下呂市	16	×	×	0
京都府舞鶴市	14	○	×	1
大阪府枚方市	16	×	○	1
兵庫県芦屋市	16	-	-	1
長崎県五島市	-	○	○	-
福島県磐梯町	16	○	×	1

注 1 : 「総合評価方式実施要綱」及び「対象工事選定基準」欄の凡例は以下のとおり。

「○」:策定済み、「×」:策定していない、「-」:未回答

③ 平成 17 年度における入札・契約制度の新たな改善策

なお、昨今、全国的に公共工事の発注が減少する中、適正な施工が見込めないような著しく低い金額での受注を防止し、公共工事の品質を確保するため、平成 17 年度においてもその対応措置を講じてきたところであるが、より一層の改善を図るため、入札・契約制度の新たな改善策について審議が行われ、その結果、下記の改善項目（実施・試行項目）の実施が決定されている。

a. 実施項目

イ 兵庫県指名停止基準の改正（平成 17 年 5 月から実施）

平成 17 年 5 月から兵庫県指名停止基準の改正を行っている、従来は、独占禁止法の規定に違反した場合の指名停止については、公正取引委員会から排除勧告、課徴金納付命令があつた時点でそれを行っていたが、国の指名停止基準モデルに沿い、排除勧告に対する事業者の応諾等（違反確定）があつた時点で行うように改めるものである。

ロ 建築工事等の設計業務委託に係る最低制限価格の設定（平成 17 年 7 月から実施）

平成 17 年 7 月以降に入札通知を行うものから建築、電気及び管工事の設計業務委託に係る最低制限価格の設定を行うようにされている。

b. 試行項目（平成 17 年 7 月から試行）

平成 17 年 7 月から「技術・社会貢献評価（技術評価、地域・社会貢献評価）」として具体的に下記のような項目が試行されている。

イ 工事成績の反映

施工業者の技術力をより適正に評価し、施工業者の技術力の向上、公共工事の品質の確保を図るとともに不良不適格業者を排除するため、工事成績を建設企業の評価に反映させることとするものである。工事成績の反映については、工事台帳システムに入力されることによって、平均工事成績点が業者格付けに反映されるようになっている。

ロ 社会貢献活動等の反映

近年、企業の社会的責任（CSR）が広く求められていることから、建設企業に対しても「災害応急対策業務等への従事」、「地域づくりのために資する重要な活動」及び「その他社会貢献活動（県管理の公共施設（道路・河川等）への愛護活動、県関係事業等に対する支援）」といった地域社会の共同利益の実現活動を奨励し、ひいては、県内業者の健全育成に資するため、これらの社会貢献活動等を建設企業の評価に反映せることとするものである。

ハ 公募型指名競争入札における新たな参加資格の設定

公募型指名競争入札（注）における参加資格として、工事成績や社会貢献活動等の評価を新たに加え、建設企業のより適正な評価に資することとするものである。

- ・参加資格
 1. 総合点数（客観点+評価点）が〇〇〇点以上ある者
 2. 〇〇の施工実績がある者
 3. 評価点の合計が12点以上ある者
- ・対象工事 公募型指名競争入札を実施する次の工事
 1. 契約予定金額3億円以上の一般土木工事
 2. 契約予定金額5億円以上の建築一式工事

（注）県の「建設工事に係る公募型指名競争入札実施要領」の第2条によれば、「公募型指名競争入札とは、建設工事ごとに入札参加を希望する者を公募し、施工実績、技術者の配置その他の応募資格を審査の上、入札に参加することができる資格を有する者を選定する方式」をいい、この方式の適用範囲を定める第3条においては、

1. 契約予定額が5億円（ただし、一般土木工事、アスファルト舗装工事及び造園工事にあっては3億円）以上で、一般競争入札の対象となる金額未満の建設工事について適用する。
2. 契約予定金額が前項の適用金額未満の建設工事であっても、広く民間の技術提案を受け付けることが望ましい場合等で別途入札参加者審査会の決定を得たものについては、公募型指名競争入札とすることができる。
3. 災害復旧工事等の急施を要する建設工事にあっては、前2項の規定に関わらず、公募型指名競争入札としないことができる。

ことが記述されている。

（3）兵庫県の工事契約の手続

一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札及び随意契約に関する入札・契約事務手続の主な流れは下記のとおりである。

① 一般競争入札（建設工事の場合、契約予定金額24億3千万円以上）

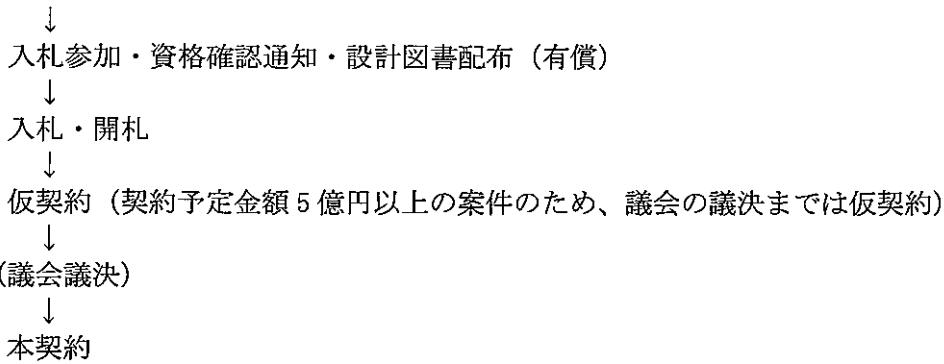
起工伺・・・・・・・・工事設計図書等により発注工事の内容についての決裁
↓
支出負担行為（予定）・・・支出原因発生の経理上の時点を定めたものであって、
県の支出の原因となるべき契約その他の行為をいう（公金を
支出するため、予算はあるのか、目的にあった工事内容か、
価格は適正か、信頼のおける相手先か等を責任者まで十分確
認してから、契約するかどうかを決める確認手続をいう）。

参加資格設定・・・・入札参加者審査会土木部会にて資格設定

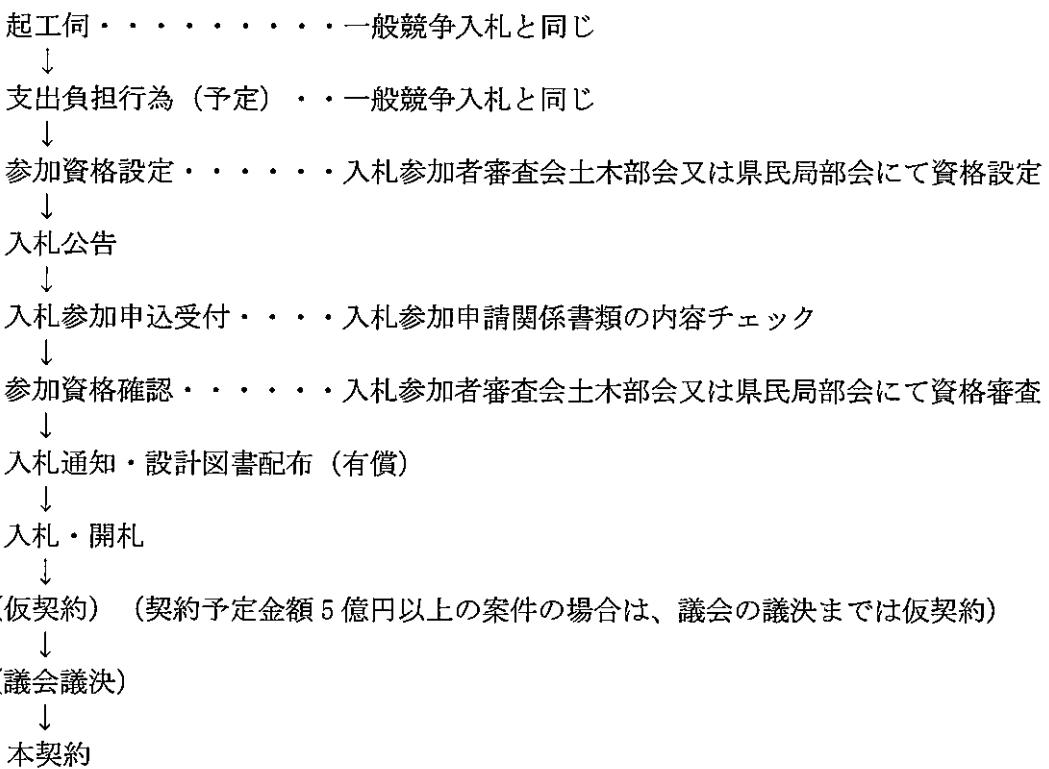
↓
入札公告・・・・・・・・県公報に掲載

↓
入札参加申込受付・・・・入札参加申請関係書類の内容チェック

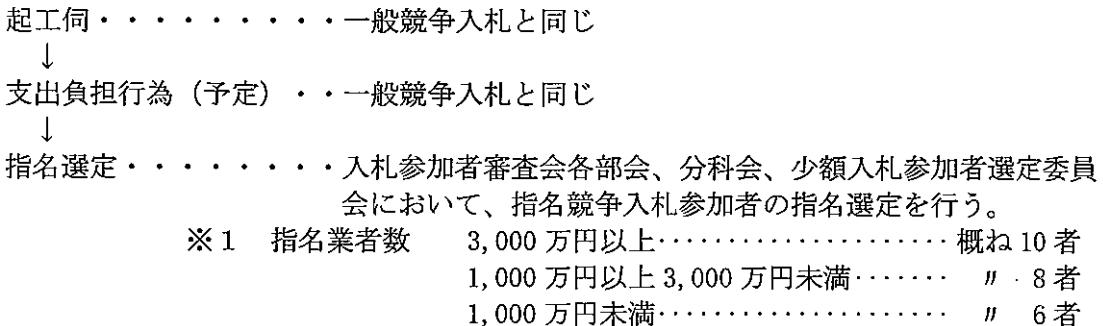
↓
参加資格確認・・・・入札参加者審査会土木部会にて資格審査



- ② 公募型指名競争入札（建設工事 契約予定金額5億円以上24億3千万円未満（一般土木、アスファルト舗装、造園工事は3億円以上））

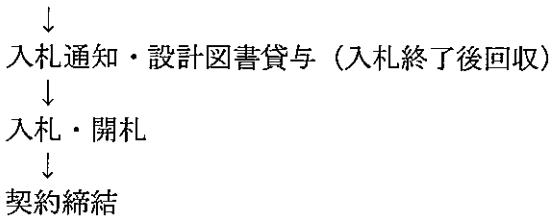


- ③ 指名競争入札

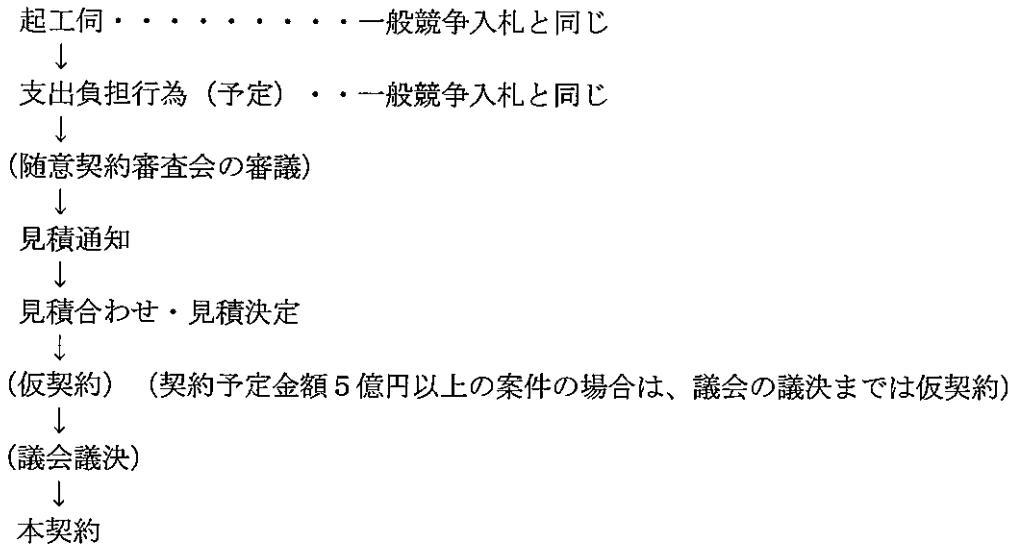


※2 指名選定にあたっての確認事項

入札参加資格の登録工種、格付、特定建設業の要否、地域性、技術的適正、工事の手持ち状況、指名回数他



④ 隨意契約



上記の手続に係る主な内容は下記のとおりである。

a. 工事発注形態の選択

起工伺の承認及び決定後に工事発注形態（一般競争入札、指名競争入札等）の選定が行われる。一般競争入札、指名競争入札等の意義はすでに述べたが、兵庫県では下記の図に示すとおり、契約予定金額の額により採用する工事発注形態を区分している。

金額(億円)	[方式]	
24.3	<p>一般競争入札(最低限の条件設定ができる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者の所在地に関し条件設定できない。 ・非落札者から請求があれば、落札者とされなかつた理由の通知が必要 ・落札者決定後72日以内に、県公報により落札者の公示が必要 	
15.0	<p>公募型指名競争入札(多様な条件設定が可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者の所在地に関し条件設定できる。 ・指名業者数を限定しない。 ・県内業者のみで競争性が確保できる場合は県内限定もできる。 	(急施を要する事業等においては指名競争入札で実施できる。)
5.0	公募型指名競争入札	
3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・一般土木工事で試行 H10.7～ ・アスファルト舗装工事及び造園工事で試行 H11.7～ 	
	<p>指名競争入札</p> <p>〔上記の金額未満であっても、広く民間の技術提案を受け付けることが望ましい場合等で入札参加者審査会で決定したものは公募型指名競争入札とすることができる。〕</p>	

b. 契約までの主な事務手続関係

イ 入札(見積)通知……… 指名が決定した業者への連絡

通知書には、入札(見積)日時、工事番号、件名、施工場所、工期、入札保証金の要否、前金払、部分払回数等の入札・契約の諸条件を明記する。

ロ 見積り期間……… 500万円未満 1日以上
 500万円以上 5,000万円未満 10日以上(5日間まで短縮可)
 5,000万円以上 15日以上(5日間まで短縮可)

ハ 予定価格調書……… 契約を締結するに際し、契約額決定の基準とするため、あらかじめ予定価格を設定する。この金額を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際、開札場所に置かなければならない(財務規則第85条)。

ニ 最低制限価格……… 工事又は製造その他についての請負の契約をしようとする場合、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると

認めるときは、最低制限価格を設けなければならない。設けたときは、予定価格に併記する（財務規則第86条）。

- ・契約予定金額が1億円未満の建設工事で設定している。
- ・最低制限価格を下回ったものは、失格となる。なお、随意契約には最低制限価格を設けていない。

＊ 低入札価格調査制度（法施行令第167条の10、低入札価格調査制度取扱要領）

- ・対象工事…低入札価格調査基準価格を設定し、同価格を下回った場合は、落札者の決定を一旦留保し、適正な履行が可能かどうかの調査・ヒアリングを実施し、契約審査会において契約の適否の審議を経て、落札者を決定する制度。
- ・対象工事金額…対象予定金額が24億3千万以上の建設工事で実施
〃 1億円以上24億3千万円未満の建設工事で試行

△ 入札・開札時での確認事項（書面による入札の例）

(a) 委任状の確認

- ・代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状の提出を求める。
 - ・代表者が参加する場合は、身分を証明できるものを求める。
- ※委任状不所持………入札に参加できない。

(b) 積算内訳書（工事費内訳書）の確認

- ・入札書提出前に、入札参加者から積算内訳明細書を提出させ、チェックする。
 - ・複数の内訳書が、明らかに同一のものと判断できる場合、入札を中止して事情聴取を行う。
 - ・談合の疑いのある場合は、必要に応じ積算内訳書を公正取引委員会に提出する。
- ※積算内訳書（工事費内訳書）不所持………入札に参加できない。

(c) 入札書の提出

- ・契約希望金額（税抜き）を記入した入札書を封書に入れて提出させる。
- ・再度入札を含めて、原則2回まで。

(d) 開札・落札決定

- ・入札書の内容（件名、入札金額、記名押印等）を確認し、入札参加者の立会のもと、直ちに開札結果（業者名及び金額）を読み上げる。
 - ・通常、予定価格の範囲内で有効な入札金額を提示した者のうち、最低価格者を落札者とする。（自動落札方式）
 - ・最低価格者が複数の場合は、くじで決定する。
- ※入札書の金額に誤り、訂正があるもの、記載内容が不明なもの…無効
- ※最低制限価格を下回った者………失格

- ・なお、低入札価格調査制度を採用した入札の場合で、最低の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札決定を一旦保留し、至急調査のうえ、その調査結果をもとに、契約締結の可否について契約審査会で審議のうえ、決定する。

ト 契約の成立時期

契約書を作成する場合…………契約書に双方が記名・押印したとき

契約書を省略した場合…………相手方に通知を行ったとき

チ 契約書の作成 …… 特別の事情がない限り、契約の相手方を決定したとき、又は議会の議決があったときは、7日以内に契約書を作成しなければならない（財務規則第98条）。消費税抜きの工事請負額に応じた収入印紙の貼付要。

請書の提出…… 契約書の作成を省略した場合においても、適正な履行を確保し、後日の紛争を避けるため証拠物件として徴する。

リ 契約保証金………… 契約締結にあたり、相手方から契約保証金を納めさせなければならない（財務規則第100条）。

一般競争入札、5億円以上の工事、低入札価格調査基準価格を下回った価格を

もって契約する工事 …… 契約金額の3割以上

上記以外の工事 …… 契約金額の1割以上

※契約保証金の全額又は一部を納めさせなくてもよい主な場合

- ・契約相手方が、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- ・財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
- ・国債、地方債、金融機関が振出し、又は支払保証した小切手等の担保の提供があったとき

なお、契約保証金は、工事が完成し、物件が引渡された後、相手方へ還付する。

ヌ その他主な提出書類

- ・工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書、工事工程表
- ・建設業退職金共済制度の掛金収納書
- ・公共事業等施行連絡書（1,000万円以上の工事）

(4) 工事検査

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならないようになっている（法第234条の2 第1項）。

この法第234条の2 第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならず、また、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない（施行令第167条の15 第1項及び2項）。

入札・随意などの契約方法の如何にかかわらず、より一層の競争原理を導入するとすれば、契約の適正な履行が確保されなくなるおそれがあるため、履行内容に対し、客観的な基準に基づく検査の体制が確立されることは重要であり、県の検査に関しては、財務規則の規定に基づき県営及び補助事業に係る工事の検査について必要な事項が兵庫県工事検査規程等に定められている。このうち兵庫県工事検査規程によれば、県営工事（県が実施する事業のうち、知事の権限に属するものにかかる工事）及び補助工事（県の補助を受けて、市町、団体等が施工する事業（補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第5項に規定する間接補助事業を含む。）に係る工事）のうち、重要工事については、出納事務局工事検査室（以下「工事検査室」という。）が以下の検査を行うこととなっている。

- ① 県営工事にかかる中間検査及び完成検査で知事が必要と認めるもの
- ② 補助工事にかかる完了検査及び立入検査で、補助金を交付決定した者から依頼のあったもののうち、知事が必要と認めるもの

なお、上記の重要工事とは、「工事検査事務取扱要領」において、次に掲げるものとされている。

- ① 県営工事で契約金額1件1,000万円以上のもの
- ② 補助工事で補助金交付決定相当額1件1,000万円以上のもの
- ③ 前各号に掲げるもののほか、知事が重要と認めて指定するもの

県営工事については、契約担当者が県営工事のうち重要工事について検査予定表を、補助工事については、補助金交付決定者が補助工事のうち重要工事（工事検査室に検査を依頼するものに限る。）について補助工事検査予定表を工事検査室に提出することになっている。提出された検査予定表に記載された案件について、工事検査室において、工事検査室が実施するものと契約担当者等が実施するものを区分して検査の実施予定を通知している。

7 土木局下水道課の工事請負・委託契約の概観

(1) 平成 15、16 年度契約の概観

① 工事請負契約

a. 契約件数及び平均落札率

平成 15、16 年度中に土木局下水道課が所管する流域下水道事務所の発注した工事請負契約の件数は、平成 15 年度で 80 件（予定価格総額 14,095,079 千円、請負価額総額 13,115,345 千円）、平成 16 年度で 80 件（予定価格総額 8,506,855 千円、請負価額総額 7,926,041 千円）であり、予定価格総額に対する請負価格総額の割合（落札率）は、各々 93.05%及び 93.17%であった。これらの状況は下記のとおりである。

b. 落札率の分布

平成 15 年度

割合	各割合の件数（内、随契）	累計
98%以上	25 (0)	25 (0)
95%以上 98%未満	18 (1)	43 (1)
90%以上 95%未満	7 (0)	50 (1)
85%以上 90%未満	6 (3)	56 (4)
80%以上 85%未満	6 (1)	62 (5)
75%以上 80%未満	5 (0)	67 (5)
75%未満	13 (1)	80 (6)

平成 16 年度

割合	各割合の件数（内、随契）	累計
98%以上	16 (7)	16 (7)
95%以上 98%未満	19 (3)	35 (10)
90%以上 95%未満	13 (2)	48 (12)
85%以上 90%未満	5 (1)	53 (13)
80%以上 85%未満	6 (0)	59 (13)
75%以上 80%未満	7 (0)	66 (13)
75%未満	14 (0)	80 (13)

c. 契約締結の方法別の内訳

平成 15 年度

契約締結の方法	予定価格総額（円）	請負価額総額（円）	件数	落札率（%）
一般競争入札	5,420,100,000	5,365,500,000	2	98.99
公募型指名競争入札	2,017,680,000	1,580,250,000	3	78.32
指名競争入札	6,652,361,100	6,165,238,065	69	92.68
随意契約	4,938,150	4,357,500	6	88.24
合 計	14,095,079,250	13,115,345,565	80	93.05

平成 16 年度

契約締結の方法	予定価格総額（円）	請負価額総額（円）	件数	落札率（%）
公募型指名競争入札	4,674,495,000	4,519,200,000	5	96.68
指名競争入札	3,817,117,500	3,391,798,200	62	88.86
随意契約	15,242,850	15,043,140	13	98.69
合 計	8,506,855,350	7,926,041,340	80	93.17

上記のうち、共同企業体の落札件数

平成 15 年度

契約締結の方法	予定価格総額（円）	請負価額総額（円）	件数	落札率（%）
一般競争入札	5,420,100,000	5,365,500,000	2	98.99
公募型指名競争入札	2,017,680,000	1,580,250,000	3	78.32
指名競争入札	904,428,000	764,925,000	3	84.58

平成 16 年度

契約締結の方法	予定価格総額（円）	請負価額総額（円）	件数	落札率（%）
公募型指名競争入札	655,515,000	640,500,000	1	97.71

このように、平成 15、16 年度とも落札率が高止まりしており、落札率が 95%以上の工事の割合は件数ベースで平成 15 年度では 80 件中 43 件、平成 16 年度では 80 件中 35 件となっており、金額ベースでは全ての発注契約金額合計の平均落札率が平成 15、16 年度とともに 90%を超えていている。

なお、随意契約については平成 15 年度で 6 件、16 年度で 13 件発注されているが、これらは、すべて随意契約を行う場合の予定価格の限度額（工事又は製造の請負の場合は 250 万円；財務規則第 96 条）内であった。

財務規則第 96 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する随意契約を行う場合の予定価格の限度額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負	250 万円
(2) 財産の買入れ	160 万円
(3) 物件の借入れ	80 万円
(4) 財産の売払い	50 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

② 委託契約

a. 契約件数及び平均落札率

平成 15、16 年度中に土木局下水道課が所管する流域下水道事務所の発注した委託契約の件数は、平成 15 年度で 41 件（予定価格総額 386,922 千円、委託価格総額 357,409 千円）、平成 16 年度で 47 件（予定価格総額 506,427 千円、委託価格総額 455,784 千円）であり、予定価格総額に対する委託価格総額の割合（落札率）は、各々 92.37% 及び 90.00% であった。これらの状況は下記のとおりである。

b. 落札率の分布

平成 15 年度

割 合	各割合の件数（内、随契）	累 計
98%以上	1 4 (4)	1 4 (4)
95%以上 98%未満	7 (1)	2 1 (5)
90%以上 95%未満	7 (0)	2 8 (5)
85%以上 90%未満	6 (0)	3 4 (5)
80%以上 85%未満	4 (0)	3 8 (5)
75%以上 80%未満	0 (0)	3 8 (5)
75%未満	3 (0)	4 1 (5)

平成 16 年度

割 合	各割合の件数（内、随契）	累 計
98%以上	1 3 (5)	1 3 (5)
95%以上 98%未満	5 (1)	1 8 (6)
90%以上 95%未満	1 5 (0)	3 3 (6)
85%以上 90%未満	5 (0)	3 8 (6)
80%以上 85%未満	3 (0)	4 1 (6)
75%以上 80%未満	2 (0)	4 3 (6)
75%未満	4 (0)	4 7 (6)

c. 契約締結の方法別の内訳

平成 15 年度

契約締結の方法	予定価格総額（円）	委託価格総額（円）	件数	落札率（%）
指名競争入札	379, 202, 550	349, 797, 000	36	92. 25
随意契約	7, 719, 600	7, 612, 500	5	98. 61
合 計	386, 922, 150	357, 409, 500	41	92. 37

平成 16 年度

契約締結の方法	予定価格総額（円）	委託価格総額（円）	件数	落札率（%）
指名競争入札	492, 651, 600	442, 417, 500	41	89. 80
随意契約	13, 776, 000	13, 366, 500	6	97. 03
合 計	506, 427, 600	455, 784, 000	47	90. 00

このように、平成 15、16 年度とも総額ベースでみると落札率が 90%以上と高止まりしている。

なお、随意契約については平成 15 年で 5 件、16 年度で 6 件が発注されているが、これらのうち随意契約を行う場合の予定価格の限度額（その他（委託業務契約等）の場合は 100 万円；財務規則第 96 条）を超える案件は、財団法人ひょうご環境創造協会に対するもの（注）だけであり、これ以外の案件は、すべて予定価格が 100 万円を超えない少額工事であった。

（注） 財団法人ひょうご環境創造協会に対しては平成 15 年度では 1 件、16 年度では 3 件の委託契約（15 年度は委託契約金額 4, 200 千円、16 年度は 8, 610 千円、2, 310 千円及び 42 千円）がなされている。

契約担当者は予定価格が限度額を超えるものを、随意契約に付そうとするときは、随意契約審査会の審査を受けなければならないようになっているが、随意契約取扱要領の第 2 において、県の事業の目的と同一の設立目的又は事業目的を有する団体との委託契約は審査会の審査を要しないことになっている。この財団法人ひょうご環境創造協会（旧（財）兵庫県環境科学技術センター）に関しては「（財）兵庫県環境科学技術センターへの業務委託について」（昭和 58 年 5 月 23 日土（建）第 96 号 土木部長）が発布されており、下記の理由から随意契約とするように通知されている。

- ①同センターは昭和 47 年に兵庫県・神戸市・神戸商工会議所が出捐し環境アセスメント等の調査解析ならびに予測等を行うために設立された団体である。
- ②同センターは高度な専門知識及び技術を有する団体であり、その分析結果について信頼性が高い。
- ③県が発注する公害等の調査について相当の受託実績がある。

イ 公共事業流域下水道事業費、流域下水汚泥処理事業費及び県単独流域下水道事業費

平成16年度の下水道特別会計に係る公共事業流域下水道事業費、流域下水汚泥処理事業費及び県単独流域下水道事業費を節別に展開すると下記のとおりとなる。

(単位：千円)

	公共事業流域 下水道事業費	流域下水汚泥 処理事業費	県単独流域 下水道事業費	合計
報酬	4,000	—	—	4,000
給料	71,952	5,400	19,022	96,374
職員手当等	63,125	9,953	12,632	85,710
共済費	23,966	1,982	5,461	31,409
賃金	14,699	1,562	—	16,261
報償費	162	—	—	162
旅費	6,176	3,000	300	9,476
需用費	14,408	4,812	930	20,150
役務費	2,446	1,000	133	3,579
委託料	1,808,819	428,782	172,519	2,410,122
使用料・賃借料	9,802	998	110	10,911
工事請負費	6,942,731	403,926	231,023	7,577,681
公有財産購入費	52,736	—	5,902	58,638
備品購入費	275	—	—	275
負担金補助及び交付金	6,700	782	313,780	321,262
補償、補填及び賠償金	51,058	3,161	171	54,391
公課費	61	—	—	61
合計	9,073,121	865,360	761,985	10,700,466

*1 前年度からの繰越事業費を含む。

*2 執行額及び合計額は、千円以下切り捨て

上記節別内訳の概要

<報酬>

姫路土木事務所及び社土木事務所各1名ずつの用地対策嘱託員に係る報酬である。

<人件費（給料、職員手当等、共済費）>

流域下水道事業及び流域下水汚泥処理事業の建設事務に携わる県職員の人件費である。

平成16年度は、下水道課の職員のうち4人分、阪神南県民局6人分、東播磨県民局4人分、北播磨県民局4人分及び中播磨県民局4人分の職員の人件費である。

<賃金>

下水道課及び阪神南県民局他3県民局において、事務補助のため雇用した臨時職員及び日々雇用職員の人件費である。

<旅費>

下水道課及び阪神南県民局他 3 県民局において、職務執行のため旅行する場合に要した費用である。

<需用費>

下水道課及び阪神南県民局他 3 県民局において、職務執行のため必要とされる物品の取得及び修理等に要した経費である。

<役務費>

下水道課及び阪神南県民局他 3 県民局において、職務執行のため必要とした通信運搬費等に要した経費である。

<委託料>

主なものは、豊中市に対する猪名川流域下水道に係る工事委託料（平成 16 年度の実績 1,556,013 千円）である。

<使用料・賃借料>

下水道課及び阪神南県民局他 3 県民局において、職務執行のため必要としたコピー、パソコンの借上料、会議室借上料に要した経費である。

<工事請負費>

工事請負費は管渠、ポンプ場、処理場に係る土木・建築工事、機械・電気設備工事等である。契約方法は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約である。

<公有財産購入費>

土地、建物等の不動産、物権等公有財産の購入に要した経費である。主なものは加古川下流終末処理場用地の取得に要した経費である。

<負担金補助及び交付金>

主なものは、下水処理場周辺環境整備事業に係る費用負担である。費用負担は、県と関連市町の間で決められる。平成 16 年度の主なものは、揖保川流域下水道終末処理場の周辺環境整備事業として整備した網干南公園の用地取得に係る姫路市への負担金 310,000 千円である。

<補償、補填及び賠償金>

処理場用地買収及び下水道工事等に伴う支障物件の移設または撤去等にかかる費用である。主なものは、加古川下流終末処理場用地に係る建物、工作物、水道管及び電柱の移設補償に要した経費である。

上記の支出のうち、節別に下記の手続を行った。

(a) 人件費（報酬、給料、職員手当等、共済費）に関する支出の状況（本庁及び各土木事務所別の内訳）は下記のとおりである。

(単位：千円)

	本庁	尼崎 土木事務所	社 土木事務所	加古川 土木事務所	姫路 土木事務所	合計
報酬	—	—	2,000	—	2,000	4,000
給料	96,374	—	—	—	—	96,374
職員手当等	85,600	50	40	20	—	85,710
共済費	29,151	419	785	483	571	31,409

これらの支出のうち比較的多額の支出が計上されている本庁にて下記の手続を行った。

○人件費（給料、職員手当等、共済費）のうち、「県単独流域下水道事業費」として計上されているものについて、当該事項の人件費として特定されている人員（4名）の平成16年度の人事費の月別の明細資料を入手し、その内の1名の平成17年3月支給分の「給与支給明細書」と当該明細資料との照合を行った。

○上記明細資料の合計額と「県単独流域下水道事業費」に計上されている人件費（給料、職員手当等、共済費）との差額（更正額）の処理に関する質問を行った。

上記手続を実施した結果、問題はなかった。

(b) 負担金補助及び交付金

公共事業流域下水道事業費に係る6,700千円と県単独流域下水道事業費313,780千円について、支出の根拠となる協議書及び請求書と照合した結果、特に問題はなかった。

(c) 委託料、工事請負費、公有財産購入費

委託料、工事請負費、公有財産購入費に関する支出の状況（本庁及び各土木事務所別）の内訳は下記のとおりである。

(単位：千円)

	本庁	尼崎 土木事務所	社 土木事務所	加古川 土木事務所	姫路 土木事務所	合計
委託料	46,722	1,943,754	100,082	102,171	217,391	2,410,122
工事請負費	—	1,694,865	2,461,159	2,716,203	705,453	7,577,681
公有財産購入費	—	5,902	—	52,736	—	58,638

これらの支出について下記のような手続を行った。

○比較的多額の支出がなされている西宮（旧尼崎土木事務所）及び加古川土木事務所に直接往査し、平成 16 年度に支出された委託料、工事請負費、公有財産購入費について下記のような監査要点を主に調査を実施した。

- ・ 契約の方式決定（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）及び相手方の選定が適法かつ妥当であるか
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか
- ・ 契約の締結について議会の議決等正当な承認を得ているか
- ・ 契約の締結について契約書が確実にかつ適時に作成されているか
- ・ 契約の締結について契約保証金は適正に受け入れられているか
- ・ 契約の締結について契約変更等が妥当であるか
- ・ 契約の履行について工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか
- ・ 契約の履行について契約代金及び前払金の支払いが適切であるか
- ・ 檢査、検収立会が的確になされているか

上記調査を実施した結果、判明した事項は、「第三 監査結果（指摘事項と意見）」に記載している。

○西宮（旧尼崎土木事務所）及び加古川事務所以外の土木事務所に係る委託料、工事請負費については、平成 16 年度の発注契約について下記のような特定の条件に合致する工事を抽出し、当該工事に係る資料等を本庁にて入手し内容を聴取した。

- ・ 高落札率（落札率 99%以上 3 件）の工事について…設計価格、開札結果の資料等を入手
- ・ 低落札率（落札率 65%以下 1 件）の工事について…設計価格、開札結果、最低制限価格の算定資料を入手、低入札価格調査制度の対象かどうかの質問
- ・ 不落隨契（注）について…請負額 30 百万円以上の工事 1 件について設計価格、開札結果の資料等を入手
- ・ 隨意契約…250 万円超（ひょうご環境創造協会への委託案件は除く）の工事の有無を質問→結果は該当なし
- ・ 低入札価格調査制度の実施状況 の質問

入手した上記の資料を閲覧し、内容を質問した結果、手続面での問題はなかった。

(注) 不落隨契…「建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る指名競争入札における取扱いについて（通知）」（契 第 1119 号 平成 16 年 6 月 30 日）の 5 には、指名競争入札の執行回数は 2 回 (*1) までとされており、建設工事に関する指名競争入札については、落札者がない場合であっても、不落隨契（再度の入札を実施し落札者がないことを理由とする随意契約 {法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号} ）の手続に移行することは基本的にはできない (*2) が、測量・建設コンサルタント等業務に係る指名競争入札においては、再度の入札を執行して落札者がない場合は、入札参加者のうちから見積書の提出を希望する者を募って見積り合わせを行い、不落隨契を締結することができるようになっている。

(*1) 建設工事に係る指名競争入札においては、入札価格と予定価格の開差がおおむね 10%未満で、かつ入札執行者が落札の見込みがあると判断した場合には入札の執行回数を 3 回とすることはできる。

(*2) ただし、災害復旧工事等の緊急に発注する必要性のあるものについては、事前に当該建設工事に係る指名競争入札の指名選定についての審議を行った入札参加者審査会又は少額入札参加者選定委員会（契約予定価額が 250 万円以下のものについては、指名選定権者）の承認を受けている場合は、不落隨契の手続に移行することができる。

○本庁においては、下記のような手続を行った。

- 支出内容のうち、100 万円以上の項目につき、内容の聴取及び証憑との突合を実施した結果、問題はなかった。

□ 流域下水道維持管理費

平成 16 年度の流域下水道維持管理費（4,859 百万円 (*) ）のうち委託料（4,720 百万円）については、下水道公社の平成 16 年度の収支計算書との整合性を確認した結果、問題はなかった。

(*) 4 下水道特別会計の歳入・歳出－（1）下水道特別会計の歳入、歳出の 4 年間の推移参照

△ 流域下水汚泥処理維持費

平成 16 年度の流域下水汚泥処理維持費（4,198 百万円； (*) ）のうち委託料（3,979 百万円）については、下水道公社の平成 16 年度の収支計算書との整合性を確認した結果、問題はなかった。

(*) 4 下水道特別会計の歳入・歳出－（1）下水道特別会計の歳入、歳出の 4 年間の推移参照

ニ 国庫負担金精算返納金

平成 16 年度の国庫負担金精算返納金（5 百万円； (*) ）のうち「兵庫西流域下水汚泥処理事業の管渠利用収入に伴う国庫返納」4,668 千円について、算出資料を閲覧したが、問題はなかった。

(*) 4 下水道特別会計の歳入・歳出－（1）下水道特別会計の歳入、歳出の 4 年間の推移参照

ホ 市町負担金精算返納金

平成 16 年度の市町負担金精算返納金（3 百万円；（*））について、各市町に対する負担金の還付の通知を閲覧したが、問題はなかった。

（*）4 下水道特別会計の歳入・歳出－（1）下水道特別会計の歳入、歳出の 4 年間の推移参照

②平成 16 年度に係る歳入関係

歳入のうち、市町負担金（8,347 百万円；（*））及び下水道事業受託収入（4,342 百万円；（*））については、下記の手続を実施した。

（*）4 下水道特別会計の歳入・歳出－（1）下水道特別会計の歳入、歳出の 4 年間の推移参照

○市町負担金8,347百万円のうち、「武庫川下流流域下水道維持管理負担金（1,786百万円）」、「加古川下流流域下水道維持管理負担金（800百万円）」及び「流域下水汚泥処理事業承継債務償還の流城市町費用負担（255百万円）」について、納入通知書及び精算に関する市町への通知資料と照合した。

○下水道事業受託収入4,342百万円のうち、「兵庫東流域下水汚泥処理事業維持管理委託料（700百万円）」、「兵庫西流域下水汚泥処理事業維持管理委託料（1,666百万円）」及び「流域下水汚泥処理事業承継債務償還の市町負担・公共分（824百万円）」について、納入通知書及び精算に関する市町への通知資料と照合した。

上記手続を実施した結果、問題はなかった。

（3）兵庫県入札監視・苦情処理委員会

本庁においては県の機関が行う入札及び契約手続について、その透明性の向上を図るために、公平かつ独立した立場から検討する兵庫県入札監視・苦情処理委員会が開催されるようになっている（兵庫県入札監視・苦情処理委員会設置要綱 2 条及び 3 条（注））。

当該委員会について平成 15、16 年度の下水道事業に関する発注工事を対象に審議された議事概要を提出してもらい閲覧した。

その結果、政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理案件はなく、委員会による意見の具申又は勧告はなかった。

また、兵庫県公共工事契約業務連絡協議会により平成 13 年 2 月 27 日に談合（連合）情報対応マニュアルが発布されており、この中で談合情報があった場合は、談合情報の内容と提供者の内容を談合情報報告書に記録することとなっている。下水道事業に係る建設工事に関して、

この談合情報報告書の作成の有無を契約・建設業室に聴取したところ平成14年度～本庁往査日（11月22日）までは該当ないとのことであった。

(注)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 県の機関が行う調達であって、政府調達に関する協定の対象となる調達に関する供給者の苦情に関する次の事務

ア 苦情に係る調査及び検討並びに検討結果の報告及び提案を行うこと。

イ 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請に関すること。

(2) 県の機関が発注する建設工事に係る入札及び契約手続の運用に関する審議並びに入札参加者からの入札及び契約手続に係る苦情処理に関する次の事務

ア 入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

イ 一般競争入札及び公募型指名競争入札に付したものにおける入札参加資格の設定理由及び経緯並びに指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。エにおいて同じ。）に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行う案件を抽出し、審議すること。

ウ ア及びイの事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る指名の理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときに、知事に対して意見の具申又は勧告を行うこと。

エ 指名競争入札及び随意契約に付したものにおける入札及び契約手続のうち、別に定めるものに係る苦情処理に関する審議を行うこと。

(3) その他委員会が行うこととされた事務

第3条 委員会は、5人の委員で組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札、契約制度に関し優れた見識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 第2条第1号及び同条第2号のウに掲げる事務について、申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情処理に参加することができない。

8 監査結果（指摘事項と意見）

（全般的な事項）

（1）流域下水道事業の地方公営企業法の適用について（意見）

県の実施している流域下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、「その経費は、その性質上当該事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入（地方債による収入を含む。）をもってこれに充てなければならない」（地方財政法第6条）こととされ、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制が義務付けられている。一方、下水道事業に地方公営企業法の全部又は一部を適用するか否かは、事業設置団体の任意の判断によるものとされている（地方公営企業法第2条）。この関係から、県はこれを適用せず、県の流域下水道事業の会計は、一般会計に対し、特別会計として行われている。これはいわゆる官庁会計であり、単年度の収支計算になっている。いわゆる企業会計方式ではないため、貸借対照表は作成されていない。

このため、歳入・歳出として現金の収支は把握しているものの、資産や負債の増減は会計帳簿上で把握できず、特に重要な財産として管理すべき固定資産、減価償却等の情報が把握されていない下水道建設費については、流域別の年度別支出額及び累計値は集計されているものの、個々の資産別取得価額、減価償却費等固定資産管理は行われていない。

前述のごとく地方公営企業法を適用する場合であると否とにかかわらず、流域下水道事業の経営は一般会計との間の適正な経費負担区分を前提として、公営企業として独立採算制の下に行わなければならないものとされている。

特別会計は現金主義であるため、発生主義による流域下水道事業の損益状況は把握できず、独立採算制が確保できているか否かわかりにくいものとなっている。

現状では、事業の損益状況が把握できないために、予算範囲内での事業遂行に終始し、公営企業の財政状態、経営成績がわかりにくく、事業の効率性等に資するデーターが得にくい。

流域下水道事業は下水道建設の基本的な事業計画が完了すれば維持管理が主な事業となり、資本費の負担をどうするかも重要な課題であり、その為には減価償却費の把握も必要である。

利用者に対する説明責任を果たしあつ経営管理を的確に行う為に、地方公営企業法の全部又は一部を適用し、会計を企業会計方式に改めることが望まれる。

なお、現在のところ平成15年度において流域下水道事業の地方公営企業法の全適用を受けているのは都道府県では東京都のみであるが、この適用を受けるメリットとして次のような点が掲げられている。

- a 公営企業会計採用により管理運営に係る取引(損益取引)と建設改良等に係る取引(資本取引)を区分して経理するほか、発生主義会計が採用され、期間損益計算が行われる。

また、複式簿記の採用により、自己検証・月次決算が可能となり、経営分析が容易になる。

特に、貸借対照表が作成されるので、財政状態及び経営状況等が明確になり、その分析を通じ、将来の経営管理資料が得られる。

さらに、出納整理期間がなくなることにより、決算の確定が早まり、その結果、前年度決算実績が当年度の事業運営に活用できる。

また、原価計算により使用料対象原価が明確になり、使用料の当否につき議会、住民への説明が容易になる。

- b 地方公営企業法の適用により、収益の増加に伴う経営の予算超過支出が認められること、資産の取得、処分手続において個々に議会の決議が不要になること、下水道事業会計に対する繰出手続の簡素化が図れることにより企業経営が弾力化する。
- c 起債制度において、下水道事業債の通常の充当率を超えて起債を行うことが出来る為、特例扱いが適用できる。
- d 下水道事業に係る資産について「行政財産」でなくなるため土地の貸付先が広がるなど有効活用が図れる。

(2) 維持管理業務の包括的民間委託の導入について（意見）

下水道の維持管理について、民間事業者の創意工夫を活かし事業の効率化を進めるため「設備の維持修繕、料金設定への関与等を含めた包括的な民間委託を推進する」旨の閣議決定（「規制改革推進 3か年計画（再改定）」（平成 15 年 3 月 28 日））もなされたことを踏まえ、国土交通省より平成 16 年 3 月 30 日付で下水処理場等の維持管理における性能発注を基本とした包括的民間委託を積極的に推進するようにとの通知文書が各都道府県、各政令都市宛に出されている。

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託とは性能発注方式に加え複数年契約であることを基本的な要素とするものである。性能発注方式とは委託者は業務の要求水準（性能要件）を定め、要求水準を満足するための計画は受託者自身の責任のもとで作成することで受託者の裁量を拡大した発注方式をいい、主要な業務である下水処理場の運転、保守点検に加え清掃、建物管理、電力費や薬品費などユーティリティや補修費なども含めて 3～5 年の複数年間委託することで、民間の創意工夫による効率的な維持管理が可能となり、自治体職員の人員費削減や調達の柔軟化などによるコスト縮減が可能になるといわれている。

全国的にみても未だこの導入事例は少ないようであるが、例えば茨城県守谷市では包括的民間委託により経費が 9% 削減されたと公表している。また県下では尼崎市でも東部第 1 凈化センターで平成 15 年 4 月 1 日から 3 年間の包括的民間委託を実施している。

本県においても流域下水道事業及び流域下水汚泥処理事業の資本費を除く維持管理費は平成 16 年度においては 87 億円かかっている。このコスト削減に当っては組織の簡素合理化、定員管理の適正化、入札制度の見直し、汚泥処理の共同化、広域化の推進等に取組むことは勿論であるが、さらに包括的民間委託を採用することが必要と思われる。

この場合、下水道公社の役割の見直しも含め検討することが必要と思われる。

(3) 指定管理者制度の導入について（意見）

従来、法において地方公共団体は、条例の定めるところにより、公の施設の管理を地方公共団体が出資している一定の法人等に委託することができることとされていた（管理委託制度）が、平成 15 年 6 月にこの規定が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として指定管理者制度が創設された。この制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としているもので、公の施設の管理を議会の議決を経て地方公共団体が指定する法人その他団体（指定管理者）に行なわせることができることとなった。

流域下水道施設についても下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等や管渠の保守点検、補修、清掃等は委託する管理の内容に応じ指定管理者制度によることができる旨、平成 16 年 3 月 30 日付国土交通省の通知文書により明らかにされている。

今後、県の流域下水道施設の管理に指定管理者制度を導入していくのかどうかは、今のところ明確でないが、この指定管理者制度による下水処理場の維持管理を包括的民間委託で実施することも含め検討すべき課題である。

(4) 県と下水道公社の委託契約について（意見）

県は下水道公社との間で各流域下水道処理施設及び流域下水汚泥処理施設の維持管理契約を締結しており、この受託事業収入は期中、概算払いされ、事業費の実費確定後、年度末に遡って変更契約を締結することにより、実費精算処理をしている。この処理は公社におけるコスト削減努力の成果が公社の利益に反映されず、経営効率化に対するインセンティブが作用しない仕組みになっている。このため下水道公社では処理施設の運転維持管理を万全に遂行することが最重要課題となり、これのコスト削減は二の次になる。この結果、処理施設の保守用部品、薬品、燃料等の在庫量は万一に備え、必要以上に保有することになる。これらが貯蔵品保有高として貸借対照表に計上していれば、その保有高の適否も利害関係者の目につき、それなりにコントロールされるが、全て簿外になっているため、これらのコントロールが働きにくい。

貯蔵品残高を貸借対照表に計上するよう改めると共に経営効率化、コスト節減した場合のメリットが公社に一部帰属するような契約方式に改めることが望まれる。

また年度内に実費精算するためには、下水道公社で実費を確定したうえ、精算金を算出することになるが、下水道公社では月次決算が実施されていないこと等もあり決算事務が年度末に集中し経済的でない。

概算額と実費との差額を翌年度に精算するようにしても特に問題はないのでこの点も見直しが望まれる。

(5) 県下水道公社の役割の見直しについて（意見）

公社の設立の趣旨は平成 17 年度事業概要によると「流域下水道の維持管理については、適正な水質の維持、下水汚泥の円滑な処理処分、各種専門技術者の確保、維持管理業務の効率化など多くの課題に直面しているが、これらの課題に対応するためには、県と関係市町が一体となり密接な協力体制を確立することが是非とも必要である。このため県及び関係市町がそれぞれの役割を担い共同して処理することを基本理念とし生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与するため設立した。」とされている。

つまり公社組織で運営するメリットとしては

- a 県、市町、公社の各職員、役職者が共同で業務に携ることにより、関係市町とのコミュニケーションが図られ、流域下水道事業の経営について共通の理解が保たれ、円滑な推進が可能となること。
- b 県の技術職員が公社の職員として業務に携ることで、下水道関係の知識、技術を習得する機会が増えるほか、公社職員を専門技術者として養成でき、下水道の建設及び維持管理ノウハウ及び民間業者の管理監督に関するノウハウを蓄積できること。

等が考えられる。

しかしながら、公社組織でないと関係市町との密接な協力体制を確保しえないかとなると別途協議会方式でも情報の共有は図れるし、維持管理の実質的な業務の大半は外部へ委託していることから各種専門家の確保も公社組織でないと出来ないとはいいえない。

また、公社のもう一つの業務の柱である下水道建設技術支援事業は、生活排水 99% 大作戦により下水道建設がおおむね完了するという県下の状況では先細りが見えてきており、公社の実質的な業務としては、県より委託を受けている流域下水道の維持管理業務しか残らないと想定される。

当維持管理業務は大半が民間委託であり、実費精算方式であることも考えあわせると公社の存在意義が乏しくなってくる。従って現在の公社体制で維持管理業務を継続する必要性があるのか再検討すべき時期にきている。

当維持管理業務については、包括的民間委託を推進することにより、公社の人員、組織を大巾に縮小することが可能となる。将来動向を見据え、公社の役割の見直しを行うことが必要である。

(6) 県職員給与の関係市町への請求漏れについて（指摘事項）

県の職員（1名）が兵庫西スラッジ事業所で働いているにもかかわらず、その職員の給与は公社では負担していない。これは兵庫西には蒸気タービン発電設備があるため、電気事業法の規定により第二種ボイラー・タービン主任技術者を施設設置者である県が県の職員を主任技術者として常駐させなければならないことから、県との兼務というかたちで兵庫西に常駐しているため、給与も県から支給しているとの事である。もともと当該職員の業務は公社では県からの受託事業として行っているものであり、かつ実費精算方式で受託収入が決められていることから、どちらで負担しても同じであるが、一方、県は当業務委託費の全額を関係市町に請求することになるため、この関係市町への請求額から漏れ、実質的に県が損失を被る結果になっている。

事務手続面からみると、公社で給与を負担する方がかかる請求漏れは生じにくいと思われる。

(7) 未利用地の活用について（意見）

各流域下水処理場及び各流域下水汚泥処理場の全体計画上の処理場面積、取得済処理場面積及び未利用地面積、未利用地面積の活用状況は以下のとおりである。

（単位：千m²）

処理区	全体計画上の 処理場面積	取 得 済 処理場面積	未利用地面積	左のうち 活用面積	用 途
猪 名 川	114	112	18	8	駐車場・緩衝緑地
武庫川上流	144	144	63	0	
武庫川下流	268	244	76	0	
加古川上流	177	163	34	21	駐車場・公園
加古川下流	177	176	28	24	公園・グランド
揖 保 川	417	404	225	10	公園・テニスコート
兵 庫 東	47	47	6	2	21世紀の森
兵 庫 西	126	126	21	0	
計	1,470	1,416	471	65	

全体計画上の処理場面積に対し取得済処理場面積は上表のとおり、各処理場共ほぼ 100%に近く、取得済になっている。一方、未利用地面積は揖保川処理区の 225 千m²はじめ各処理区共かなりの面積になっている（取得済面積に対する未利用地面積は全体では 33%になっている）。この未利用地のうち公園、駐車場等として活用しているのは加古川上流、加古川下流であり、その他の処理区では、ほとんど活用されていない。未利用地の活用は勿論のこと、処理場上部空間、管渠内空間等の貸付も含め、もっと積極的にその活用を図るべきであると思われる。

(8) 兵庫西の汚泥処理コスト節減方策の検討について（意見）

兵庫西は次表のとおり兵庫東に比べ 1Dst 当り処理コストが 2 倍近くかかっており、かつ兵庫西の設備投資額（債務継承額）も 1.3 倍と高い。

兵庫西は高濃度のクロムを含む皮革汚泥を処理しなければならないことから溶融炉方式（兵庫東は焼却炉方式）を採用しており、その建設コスト及び運転維持管理コストが兵庫東に比べ著しく高くなっている。また、兵庫西の汚泥処理施設の供用開始は平成元年度であり、汚泥溶融設備の耐用年数（10 年）はすでに経過しており、その更新が必要となってきた。その為、平成 17 年度から平成 25 年度の設備投資予定額も次表のとおり 486 億円と多額になっている。

	平成 16 年度			平成 15 年度 3 月末 債務承継額	H17～H25 年度 の投資予定額
	処理量(1)	処理費用(2)	(2)/(1) 処理単価		
兵庫東	28, 449Dst/年	1, 468, 362 千円	51, 612 円	28, 459 百万円	23, 279 百万円
兵庫西	24, 688Dst/年	2, 511, 375 千円	101, 722 円	37, 345 百万円	48, 614 百万円

兵庫西の今後の設備投資にあたり、新しい技術を適用し、設備投資のイニシャルコストのみならず維持管理のランニングコストも含めたトータルコストで経済性の高い設備を建設すべきことは言うまでもない。

このために民間の創意・工夫に基づく提案等を広く取り入れることが重要である。しかしながら、設備メーカーの立場から考えると兵庫西のような特殊な溶融炉の開発は将来にわたり製造台数が余り見込めない為、多額の研究開発費を投入することが出来ず、その面の技術開発も進まない。

一方、施設の建設並びに将来 10 年以上にわたる当施設の維持管理を一括して開発メーカーに包括的民間委託契約で発注するということになれば、メーカー側でも多額の研究開発費の投入も長期的採算面から可能になる。こうした観点をさらに推し進めると PFI 方式による事

業の推進も選択肢の一つになる。兵庫西のコスト節減のため、いろんな選択肢を巾広く検討することが望まれる。

なお、県においてもこの問題は十分認識しており、総合的な観点から検討を進めているとのことである。

(契約に関する事項)

(9) 入札・契約制度の改善について（意見）

a 電子入札について

入札時における透明性や競争性の向上、コスト縮減等の一環として、電子入札の推進を図っている。建設工事のうち 3 億円以上は平成 16 年度から本格実施となっているので、下水道事業については、3 億円以上は全面的に電子入札されているが、試行段階の 1 億 5 千万円～3 億円の建設工事は対象 7 件中、1 件しか実績がない。これらの要因としては、平成 16 年度が災害等の対応で本格実施への取り組みが十分できなかつたことをあげられているが、電子入札は上記のように入札時における透明性や競争性が向上し、コスト縮減等がはかれることから、今後は計画どおりに推進されることが望まれる。なお、委託業務については、全ての対象業務 (6 件) が電子入札に付されていた。

b 新たな入札・契約方式の導入への対応について

県は新たな入札及び契約に関する制度を順次導入し、積極的に実施している。特に、総合評価落札方式については、平成 14～16 年度における実施件数が 8 件と他府県と比べ導入実績が多い。しかしながら、工事総件数からすると、これらの新たな入札・契約方式（総合評価落札方式、VE 方式、性能規定発注方式、設計・施工一括発注方式など）の導入実績がまだ少ない。導入実績から把握された効果を吟味しつつ今後とも、実績を更にあげる努力が望まれる。

c 工事成績の反映について

平成 17 年 7 月から「技術・社会貢献評価（技術評価、地域・社会貢献評価）」の一環として、施工業者の技術力をより適正に評価し、施工業者の技術力の向上、公共工事の品質の確保を図るとともに不良不適格業者を排除するため、工事成績を建設企業の評価に反映させる施策が行われている。

この工事成績は、工事台帳システムに入力されることによって、平均工事成績点が業者格付けに反映されるようになっているが、今回、業者へ格付通知がなされた後に、この平均工事成績点の見直しが行われた例が対象約 9,000 件中約 10 件程度あったとのことである。この見直しの主な要因は、工種コード（一般土木工事、その他土木工事等）の入力誤りによるものとのことなので、格付通知前の入力チェックを充実化されることが望まれる。

d 一般競争入札や公募型指名競争入札の適用範囲の拡大について

平成16年度については、契約予定価額が5億円（一般土木は3億円）以上24.3億円未満の工事については公募型指名競争入札を、同じく24.3億円以上の工事については一般競争入札を実施されており、その結果、下水道事業に係る工事請負契約では一般競争入札は0件、公募型指名競争入札が5件となっている。発注者の恣意性を極力排除するとともに、指名理由の客観性・透明性を確保し、さらに競争性を向上させる見地から、指名競争入札の範囲を限定し、一般競争入札ないし公募型指名競争入札の適用範囲を拡大すべきである。

(10) 工事契約の変更について（意見）

いったん契約を年度末近くで行い当年度事業として処理するも、直ぐに契約変更により工期が延長されている工事が例えば次のとく見られる。これらの工事は契約内容から判断して、もともと年度内に工事が完工するのは不可能と思われる工事であり、当年度の予算消化のため、とりあえず年度末で契約したのではないかとの疑念が残る。

加古川土木事務所

	工事内容	当初契約日	契約工期	契約金額（円）
県単独費	第2系水処理(1, 2/8系)上屋改修工事	16/3/23	16/3/24	11,865,000
			16/3/25	
			16/6/25	14,719,950
〃	第2系水処理上屋緑化基本設計業務	16/3/15	16/3/16	5,670,000
			16/3/25	
			16/8/31	5,670,000
〃	30m水路浄化対策検討業務	16/3/23	16/3/24	3,465,000
			16/3/25	
			16/9/30	3,465,000
公共当該	第1系流入渠防食対策工事	17/3/30	17/3/30	13,125,000
			17/3/31	
			17/7/31	13,125,000

尼崎土木事務所

	工事内容	当初契約日	契約工期	契約金額（円）
公共当該	水処理施設(2/10系列最終沈殿池)改築	15/3/26	15/3/27	34,125,000
			15/3/31	
			15/9/2	34,125,000
〃	場内整備工事	15/3/26	15/3/27	33,075,000
			15/3/31	
			15/10/2	33,075,000
〃	場内整備工事	16/3/16	16/3/16	22,155,000
			16/3/31	
			16/3/31	27,112,050
		16/3/31	16/10/6	27,112,050

"	瓦木ポンプ場無停電電源装置改築工事	16/3/24 16/3/31	16/3/25 16/3/31 16/6/20	12,915,000 12,915,000
"	武庫川幹線管渠改築工事	17/2/23 17/3/31	17/2/24 17/3/31 17/6/30	110,250,000 110,250,000
"	南武ポンプ場浸水対策工事	17/3/22 17/3/31	17/3/23 17/3/31 17/7/31	5,250,000 5,250,000
"	武庫川幹線管渠改築工事(その2)	17/3/25 17/3/31	17/3/26 17/3/31 17/9/30	55,650,000 55,650,000

(11) 高額選定案件の業者選定状況について（意見）

平成 16 年度に発注した高額選定案件（5 億以上）を抽出し、過去 5 年間に遡り、同案件の前回受注業者と比較したところ下記のような状況（25 件）となっていた。（土木工事以外の）設備工事については同じ会社（灰色部分 9 件）、あるいは JV 単位でみて同じ会社と契約しているもの（濃淡部分 7 件）が多いように思われる。

前回受注業者についてはノウハウが蓄積されており、入札時に他社よりも低い価格を提示できるという面はありうることであったが、下記の一覧表のように、同じ会社が落札したものの（JV 単位でみて同じ会社となっているもの含む）については、16 件中 14 件につき、落札率が 95% 以上であり、落札率が高止まりしている状況にある。高額の契約だけに可能な限り競争原理を働かせて落札金額の低減化をはかる努力をすべきである。

高額工事調査

(単位：千円)

年度	箇所	工事名称	契約金額	落札率	業者名	前回受注業者
12	武庫川下流浄化センター	水処理機械設備改築工事(1/10)	976,500	97.76%	その他会社	B社
	"	水処理電気設備改築工事(1・2/10)	714,000	97.45%	C社	C社
	加古川下流浄化センター	水処理機械設備工事(2系・5/16)	1,543,500	92.80%	B社・その他会社のJV	A社
	"	水処理電気設備工事(2系・5/16)	1,974,000	97.87%	C社	H社
	加古川上流浄化センター	水処理機械設備工事(7/18他)	1,627,500	98.54%	B社	B社
	"	水処理電気設備工事(7/18他)	777,000	99.93%	D社	D社
	武庫川下流浄化センター	自家発電機設備改築工事(2/2)	661,500	95.96%	C社	C社
	加古川下流浄化センター	水処理機械設備改築工事(1系)	885,150	99.43%	B社グループ	加古川市より承継のため不明
	武庫川下流浄化センター	水処理機械設備工事(5/5雨沈)	530,250	98.23%	B社	B社
	加古川下流浄化センター	水処理土木工事(2系・4/8)	1,155,000	95.99%	J社・その他会社のJV	J社
13	加古川上流浄化センター	水処理土木建築工事(8/18)	997,500	98.22%	その他会社のJV	その他会社のJV
	加古川下流浄化センター	汚泥処理機械設備工事(2系・3/5)	711,900	97.71%	B社	B社・B社のJV
	揖保川浄化センター	硝化槽水処理機械設備工事(B系・2/10)	735,000	97.74%	I社	新規・増築工事
14	加古川上流浄化センター	水処理機械設備工事(8/18)	1,050,000	98.23%	B社	B社
	"	水処理土木建築工事(9/18)	997,500	93.60%	その他会社のJV	その他会社のJV
	揖保川浄化センター	水処理土木建築工事(B系)	1,008,000	99.28%	その他会社のJV	新規・増築工事
15	加古川流域下水道	加西幹線管渠整造工事	383,250	49.80%	その他会社のJV	"
	加古川上流浄化センター	汚泥焼却炉機械設備工事(2/3台)	2,331,000	100%	B社・その他会社のJV	B社・A社
	加古川下流浄化センター	2号汚泥焼却炉機械設備工事	3,034,500	98.23%	B社・その他会社のJV	B社・A社のJV
	"	2号汚泥焼却炉電気設備工事	672,000	98.75%	その他会社のJV	B社・A社
16	南武ポンプ場	污水沈砂池機械設備改築工事	1,090,950	95.94%	B社	B社
	武庫川上流浄化センター	中央監視装置更新電気設備工事	871,500	97.25%	K社	K社
	揖保川浄化センター	水処理電気設備工事(B系・3/10)	640,500	97.71%	その他会社のJV	I社
	"	脱窒槽機械設備工事(B系・3/10)	1,218,000	97.73%	I社	I社
	兵庫西下水汚泥広域処理場	汚泥乾燥機械設備工事(3系改築)	698,250	94.45%	G社	G社

(12) 少額入札参加者選定委員会の審議について（指摘事項）

a 選定委員会の審議について

少額の工事に係る指名競争入札に参加させる者の選定は各事務所毎に選定委員会を設置することが認められており、加古川土木事務所においては「加古川土木事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱」を定め、事務所選定委員会は次に掲げる事項に関し、指名競争入札に参加させる者の選定を行うようになっている。

- イ. 1件の契約予定金額が、250万円超3,000万円未満の土木工事及び建築工事の請負（工事用の原材料の買入れを含む。）
- ロ. 1件の契約予定額が、250万円超3,000万円未満の調査及び測量等の業務委託

この加古川土木事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱の第5条には、会議は必要に応じ、その都度会長が招集し、会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができず、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによることになっている。

加古川土木事務所往査時に少額入札参加者選定委員会記録を閲覧したところ、当該第5条に記載されている会議の開催要件である構成員の過半数が出席していない（6名中3名しか出席していない）ケースが散見された（例示；H16/8/19, 8/30, 9/15, 9/21, 9/22, 11/1, 12/27 開催分等）。理由は過半数の意義を誤って認識（6名中3名の出席で過半数の要件を満たすと認識）されたまま開催され続けていたとのことであるが、要綱が定める有効な委員会の開催基準を満たさずに審議されていたことになる。委員会の開催基準を誤って認識するがないように留意が必要である。

b 少額入札参加者選定委員会記録について

尼崎土木事務所において、少額入札参加者選定委員会記録を閲覧したところ、委員会の開催日程が記入されていないものが6件みられた。開催日は重要なデータであるので必ず記入しておくべきである。

(13) 各種文書（起工伺等）の記載について（指摘事項）

下記のように工事契約の手続に要する文書の記載誤りあるいは漏れとなっていた案件が散見された。適切な記載をしておくことが必要である。

- a 加古川土木事務所においては、下記のような案件がみつけられた。
 - ・ 工事起工伺書の決定日付記入漏れが 2 件みられた。（神鋼電機、雨水沈砂池（No. 1, 2）電気設備改築工事、ソネック、2 号汚泥焼却炉土木建築工事）
 - ・ 工事変更伺書の決定日付記入漏れが 2 件みられた。（ソネック、2 号汚泥焼却炉土木建築工事、荏原製作所、第 1 系汚水ポンプ機械設備改築工事）
 - ・ 工事起工伺の起案日の日付記入誤りがあった。（日水コン、汚泥処理棟詳細設計業務委託工事）
- b 尼崎土木事務所においては、下記のような案件がみつけられた。
 - ・ 少額入札参加者選定委員会記録の開催日付の記入漏れが散見された（例：日産技術コンサルタント、南武ポンプ場中央監視装置改築詳細設計）

(14) 契約書と特記仕様書の齟齬について（指摘事項）

武庫川下流域下水道反応槽（1. 2/10 系）流入ゲート機械改築工事の特記仕様表の第 2 節に契約後 V E 提案事項が付されているが、本契約書上には当該 V E 提案条項は付されていない。

この理由につき質問したところ、設計額並びに工事内容から見て、契約後 V E 提案の対象工事でないのに、設計図書に同項目の記載がある特記仕様書が使用されていたもので、特記仕様書の様式を誤って使用したものとのことであった。設計図書の重要な内容であるので、注意されたい。

(15) 工事履行保証保険の更新について（指摘事項）

平成 12 年 3 月 29 日付け土（契）第 909 号の土木部総務課室長からの通知「契約の保証における工期延長時の取扱いの変更について」によれば、履行保証保険の当初の契約から工期の延長期間が通算して 6 ヶ月を超えることとなる場合は、請負者に対して保証期間を変更させ、変更後の保険証書を提出させるようになっているが、尼崎土木事務所の「場内整備工事 契約額 22,155 千円」については、工期が H16/3/31 から H16/10/6 まで 6 ヶ月以上延長されているも、履行保証保険の期間が延長されていない。所定の基準に準拠し、保証期間の変更をしておくことが必要である。

(16) 工事台帳の正確な記載について（指摘事項）

工事台帳は主として次の目的で各工事契約毎に作成しているものであり、工事契約を管理するベースとなるものである。

- ・ 予算の執行管理に利用する。

- ・会計決算時に監査委員等の検証に利用する。
- ・業者から竣工証明依頼を受けたときの確認資料として利用する。
- ・会計検査、監査委員監査の資料作成に利用する。

また、土木事業施行管理事務処理要領には、施行管理者は相互に協力し、施行管理の徹底に努めるように記述されており、その一環として本庁事業課の施行管理者は、施行管理システムの帳票（工事台帳等）に基づき事業の進捗状況を的確に把握し、事業課長に報告するとともに問題のある箇所については、事務所に対し適切な指示、助言を積極的に行い、かつ、これについての施行管理を行うことが要請されている。

当工事台帳を査閲した結果、次のような誤りがあり、正確に記入されていない部分があった。
工事契約を管理する基本台帳であるので、誤りの無いように注意する必要がある。

○加古川土木事務所

入札日記入ミス、契約方法記入ミス（2号汚泥焼却炉機械設備工事）
 予定価格記入ミス（2号汚泥焼却炉電気設備工事）

○西宮土木事務所

平成15年度の工事台帳が一部欠落していた。これは尼崎土木事務所が西宮土木事務所に併合されたことに関係し、工事台帳のデータ移行作業中にデータを喪失したことによるとの事であった。

なお、上記の土木事業施行管理事務処理要領は、土木事業施行推進会議（中央会議、地方会議）を効率的に運用し、土木事業の施工管理の徹底に努めるために定められたものであるが、この土木事業施行推進会議（中央会議、地方会議）は、現在実施されていないとのことである。これは、実質的には、毎月、県土整備部長から県土整備部の各事業課の長、県民局各県土整備部長宛に工程表が送付されるなどにより、公共事業を計画的かつ適正、円滑に執行する目的が達せられているため、現時点では開催されていないことであるが、実態に合わせて要綱及び要領を改訂しておくことが必要である。

(17) 設計図書審査チェックシートについて（意見）

平成12年1月において、土木部長から「設計積算における違算防止の徹底について」が関係機関の長あてに発布されている。これは、土木事務所の監査において、設計積算の違算の指摘が多く見受けられたため、違算対策をまとめて報告されたものであり、この中で設計図書審査チェックシートの内容充実と活用があげられている。

この設計図書審査チェックシートを閲覧したところ以下の留意事項があった。

- a 設計図書審査チェックシートには設計書でチェックすべき主要な事項が記載されており、積算者、課長等が記載事項をチェックするようになっているが、積算者がチェックする項目

に該当する事項がないため「一」とされているものにつき、課長がチェックマークをいれているものがある（本来であればチェックの対象とはならないものである）。

- b 委託料は数量計算がないため、チェック項目のうち「数量計算書から数量総括表への計上が適切か」というチェック項目のチェックは必要ないのにチェックマークが記載されている。
- c 設計図書審査チェックシートにおいて押印欄がある様式とない様式が混在しており統一化されていない。

以上のようにチェックシートのチェックが形式的になされている面があるのではないかと思われる事項、あるいは統一した方法で運用されていないように思われる事項があつた。

(18) 委託業務に係る入札参加者指名選定書の選定理由の記載について（意見）

「委託業務に係る入札参加者指名選定書」の選定理由が空欄となっていたり、あるいは理由として「施工実績」としか記載されていない場合が多い。選定理由は明確に記載しておくことが必要である。

(19) 猪名川流域下水道事業に係る委託料について（意見）

兵庫県と大阪府は、昭和 43 年 5 月 1 日に「猪名川流域下水道事業に関する覚書」を締結し、猪名川流域下水道事業（以下「本事業」という。）のうち、原田処理場の設置について相互に協力し、本事業の円滑適正な運営を期するための取り決めを行っている。

この覚書に基づくものとして、平成 15 年 8 月 12 日に、猪名川流域下水道原田処理場 3 系 E 列水処理施設築造工事委託に関する委託契約を取り交わしている（契約期間：大阪府議会の議決を得た日から平成 18 年 3 月 15 日、業務委託料：3,679 百万円）。

この委託契約に基づき豊中市が設計書を作成し、兵庫県及び大阪府がそれぞれ負担割合に基づく金額を委託料として支出することになっている。

これに関して、上記の豊中市から入手した設計書の内容を検討し、最終的に兵庫県の負担額を妥当なものとして受け入れたことを示す文書等が現状では作成されていない。委託者として、委託契約額の妥当性を検討したうえで、契約を取り交わしたことを示すために、上記の文書を作成しておくことが望まれる。

(20) 検査事務について（意見）

兵庫県工事検査規程によれば、重要工事については、出納事務局工事検査室（以下「工事検査室」という。）が検査を行うこととなっており、県営工事については、契約担当者が県営工事のうち重要工事について検査予定表を工事検査室に提出することになっている。提出された検査予定表に記載された案件について、工事検査室において、工事検査室が実施するものと契約担当者等が実施するものを区分して検査の実施予定を通知している。

当該事務について工事検査室に実施状況を聴取したところ、下記の留意事項があった。

a 工事検査室の検査予定の承認手続について

工事検査室における県営工事検査予定表に関する決裁継りを閲覧したところ、平成16年12月22日の検査予定の変更に関する決裁書において、豊岡土木事務所の11月分の検査予定の変更が12月の検査予定の変更と合わせて決裁されていた（11月中に既に契約担当者によって完成検査を実施したため検査予定を変更するための事後決裁であった）。

この事後決裁となっている理由を聴取したところ、当該案件については、豊岡土木事務所の契約担当者から工事検査室に事前に問い合わせがあり、簡易な災害応急工事でかつ緊急を要するため、工事検査室としては、契約担当者による完成検査の実施をその時点で承認しており、実質的には事後決裁ではないとのことであった。

工事検査室による承認に基づき契約担当者が検査を実施したことを明らかにしておくために、事前の問い合わせに関する事実関係を当初実施予定月（11月）の「契約担当者工事検査実施状況」等に付記しておくことが望まれる。

b 出先検査の実施状況の確認について

今回の調査において平成17年3月における契約担当者等が実施した検査の状況を確認したところ、工事検査計画表（平成17年3月分）においては、出先検査（契約担当者による検査）が3月において最終的に454件（注）なされる計画になっているが、各事務所から検査実施状況として報告された件数は411件しかないように報告されている（「県営工事検査実施状況報告書」を集計した結果である、「3月契約担当者工事検査実施状況」による件数）。したがって、これらの資料間では43件分の差異があり、契約担当者から報告があがっていない可能性があった。

当該差異内容が明らかでなかったため、その後、調査していただいた結果、主な要因は契約担当者が本来、完成検査に含めて報告しなければならない部分完成検査が完成検査として報告されなかつたため、計画件数との間で差異となったものが37件（これらは出来高検査として報告されていた）あるということが確認された。これらの状況から下記の改善点があげられる。

（注）当該数値は、何度も変更されており、当初の工事検査計画表では437件、手書き修正後では449件、調査していただいた結果の最終的な件数が454件であった。

- イ. 監査時点では、上記のように工事検査計画表における出先検査数が明確になっておらず、その後 454 件という件数が明確になった状況を勘案すると、出先検査の検査実施状況が適時に確認されていないのではないかと推察される。3 月については完成工事案件が多く、これに伴い出先検査数も多くなり確認に手間がかかるという事情はあるが、検査の実施状況を速やかに確認しておくことが必要である。
- ロ. 出先検査計画件数と報告件数の差異 43 件のうち 37 件が上記のような要因によるものであるが、それ以外の 6 件（計画より報告件数が多いもの 13 件、報告件数が計画よりも多いもの 19 件を相殺した件数）の個別の要因が資料上、確認できなかった（総論的には計画より報告件数が多い要因として、前月末検査が都合により当月に延びたため等があげられていた）。個々の差異の要因を資料上、特定し、検査の実施状況のチェックが確実に行われたことが事後的にも把握できるようにしておくことが望まれる。

c. 委託業務に係る検査について

委託料として支出されているもののうち、「尼崎 2 号管送泥管詳細設計業務委託」について、平成 16 年 9 月 13 日付けにて委託先より業務完了報告書を入手している。契約上は、その日から 10 日以内に検査を行う者として定めた職員により検査が行わなければならないため、当該委託業務については平成 16 年 9 月 22 日までに行わなければならないこととなる（地方公共団体の契約に準用される「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」によれば、初日算入となるため）。

しかしながら、業務完了報告書に記載されている検査の日付を確認したところ、当初は平成 16 年 9 月 24 日と記載した上で、平成 16 年 9 月 16 日と修正を行っており、検査が平成 16 年 9 月 16 日に行われたのかどうか疑問に感じられる修正内容となっている。また、修正印がなく、どの担当者が日付の修正を行ったのか明確でなかった。記載事項の修正を行った担当者が事後的に明確となるようにしておくことが望まれる。

(その他の事項)

(21) 公有財産に係る台帳と定期報告について（意見）

公有財産規則第 5 章の第 75 条において、部局長は、公有財産の分類及び種類に従い、所定の事項を記載した公有財産台帳を備え、その所管に属する公有財産の状況を明らかにすることが定められており、また、同規則の第 6 章の第 82 条において、部局長はその所管する公有財産について、毎会計年度末現在において公有財産増減及び現在高報告書並びに使用許可又は貸付けの数量、用途等を記載した公有財産使用許可及び貸付状況報告書を作成して 5 月 31 日までに企画管理部長に提出することが要請されている。

この公有財産台帳の整備状況を聴取したところ、下水道に係る公有財産台帳については、その他の法令（下水道法）の規定により下水道台帳の作成が義務付けられており、公有財産規則第86条3項に基づけば、上記の公有財産の台帳の整備を記載している第5章の規定は適用されないため、公有財産台帳を作成する必要がなく、また、上記の第6章の第82条の毎会計年度末現在における定期報告も実施されていないことである。

この点に関して以下の事項があげられる。

- a 下水道法に基づき作成されている下水道台帳においては、台帳システム上、取得価額を入力できるようになってはいるものの、実務的には網羅的に取得価額が入力されるようになっていない。したがって、公有財産規則第75条にて台帳上、明らかにしておくべき、公有財産の価格が下水道台帳で把握できるようにならない。今後は、公有財産の価格を明らかにできるようにしておくことが必要である。
- b 公有財産規則第6章第82条（定期的報告）に記載されている定期報告は実施されていないが、将来的には上記aのように公有財産の価格を明らかにされ、毎会計年度末現在における定期報告を実施すべきである。

公有財産規則86条3項

道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令の規定により台帳の作成が義務付けられている公有財産については、第5章の規定は、適用しない。

公有財産規則第5章 公有財産台帳 (公有財産台帳)

第75条 部局長は、公有財産の分類及び種類に従い、次に掲げる事項を記載した公有財産台帳を備え、その所管に属する公有財産の状況を明らかにしておかなければならぬ。

- ①公有財産の分類、種類、区分及び種目
 - ②公有財産の所属及び用途
 - ③公有財産の口座名及び所在地
 - ④公有財産の数量及び価格
 - ⑤その他必要な事項
- 2 部局長は、その所管に属する公有財産について、取得、所管換え、処分その他の理由に基づく異動があったときは、その都度、次に掲げる事項を公有財産台帳に登録しなければならない。
- ①異動の内容
 - ②異動年月日
 - ③異動の理由
 - ④その他必要な事項
- 3 企画管理部長は、第1項の公有財産台帳の総括簿を備え、常時これを整備しておかなければならぬ。
- 4 公有財産台帳の記載の方法は別に定める。

公有財産規則第6章 報告 (定期報告)

第82条 部局長はその所管する公有財産について、毎会計年度末現在において、第1号から4号まで及び第10号に掲げる事項を記載した公有財産増減及び現在高報告書並びに第1号及び第5号から第10号までに掲げる事項を記載した公有財産使用許可及び貸付け状況報告書を作成して、5月31日までに企画管理部長に提出しなければならない。

- ①当該公有財産の台帳記載事項
- ②前年度末の現在高
- ③当該年度中の増減
- ④当該年度末の現在高
- ⑤使用許可又は貸付けの数量
- ⑥使用許可又は貸付けに係る用途
- ⑦使用許可又は貸付けの相手先の氏名
- ⑧使用許可又は貸付けの期間
- ⑨使用料又は貸付け料の額
- ⑩その他必要な事項

(22) 火災保険について（意見）

流域下水道事業に係る建物の火災保険（共済）について下水道課で火災保険加入明細書を作成し、これに基づいて共済基金分担金が算出されるようになっている。この火災保険加入明細書の作成上、下記のような留意事項があげられる。

- a 建物等財産の管理責任は各県民局（土木事務所）にあるので各県民局から災害共済加入物件明細書を提出してもらい下水道課担当者が内容をチェックしたうえで当該火災保険加入明細書に追加更新されるようになっているとのことである。このように新規加入についてはチェックされているが、解除すべきもの（除却、廃却等）が報告対象になっていない。基本的に除却、廃却する案件はあまりないとのことであるが新規加入と同様に情報を事務所からあげるようにし、検証できるようにしておいたほうが望ましい。
- b 下水道課以外の部署については（付保対象となる案件が少ないこともあり）県の企画管理部管理局にて一括して共済加入申し込みをしており、この申し込み時の各部局宛ての提出関係書類の依頼文書には継続加入案件の内容についても各管理担当部署に共済加入明細書を送り内容を確認するようにされている。流域下水道事業については、上記のように一括して下水道課が火災保険明細書を作成していることもあり、下水道課ではこの継続加入案件の内容を各県民局に確認していない。確認対象とすることが望ましい。

(23) 収納管理について（意見）

法第 231 条の 3 の第 1 項には「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」と記述されている。

今回の調査の結果、納入期限から 1 ヶ月以上遅れて収納されているように記録されている案件が下記のようになつた。

（単位：千円）

歳入節	納入期限	収入額	収入日	納入義務者
流域下水道費負担金 (武庫川上流・維持管理)	H16. 4. 26	105,376	H16. 10. 8	神戸市
	H16. 7. 1	105,376	H16. 10. 8	神戸市
流域下水道費負担金 (加古川上流・維持管理)	H16. 4. 26	77,935	H16. 10. 8	神戸市
	H16. 7. 1	77,935	H16. 10. 8	神戸市

なお、上記のうち、収入の遅延となっていた神戸市に対しては、口頭では督促されていることであるが、年度を越えるような遅延ではないので期限を指定して督促することまではされていないとのことである。

年度を越えることはなくとも、このような長期間の遅れについては期限を指定して督促すべきであると考える。

また、法第 231 条の 3 の 2 項には「普通地方公共団体の長は、前項（法第 231 条の 3 の 1 項）の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる」ように定められている。このため、この遅延に係る延滞金の徴収の要否について聴取したところ、県においては税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例で延滞金の徴収に係る必要な事項が定められており、当該条例の第 2 条に記述されている徴収金には負担金が対象になっていたため上記のような負担金の収入遅延に対しては延滞金を徴収できないとのことであった。負担先の公平性の観点を考えれば、今後も負担金の納期が遵守されない場合は何らかの課金ができるように考慮することが望まれる。